

令和6年度 契約ぶどう狩り園の利用方法等について

夏季におけるレクリエーション施設として、下記のぶどう狩り園と利用契約を結びましたのでご案内いたします。(利用する場合は、必ず利用券が必要です)

1. 契約施設名称・利用者負担金

契約施設名	ぶどう種類	区分・利用者負担金		契約利用期間		
岡崎駒立ぶどう園 <small>(岡崎駒立ぶどう狩り組合)</small> [所在地] 岡崎市駒立町 [電話] 0564-45-5151 ※20名以上の団体は要予約	デラウェア	大人(中学生以上)	1,300円	7月20日～8月中下旬		
		小人(小学生)	900円			
		幼児(3歳以上)	600円			
	巨峰系品種	大人(中学生以上)	1,700円	8月20日～9月下旬頃 ※巨峰・ハニー・BK等 種無し巨峰でスタート		
		小人(小学生)	1,300円			
		幼児(3歳以上)	1,000円			
東浦森岡ぶどう狩り園 ※別紙ぶどう狩り園施設参照 ※要予約 ※ぶどう園割引券との併用不可 <small>(東浦森岡ぶどう組合)</small> [所在地] 知多郡東浦町	巨峰	大人(中学生以上)	1,200円	8月20日～9月20日		
		・マルサダぶどう園	シルバー(65歳以上)		1,000円	
		・浜島ぶどう園	小人(小学生)		700円	
		・マルトミぶどう園	幼児(4歳以上)		100円	
	種なしぶどう	大人(中学生)	2,500円			
		・林ぶどう園	小人(小学生)			1,100円
		幼児(4歳以上)	100円			

2. 注意事項

- ①利用券については、機関誌「わが友夏号」(令和6年6月28日発行予定)から切り取ってご使用下さい。1回の利用に際し1人1枚の持参が必要です。
- ②ご利用の際には「利用券」の大人・シルバー・小人・幼児のいずれかに必ず○印を付け、事業所名・保険証の記号番号・氏名を記入のうえご使用ください。
(当組合加入者以外の利用券使用不可)
- ③駒立ぶどう狩り園はぶどう狩り組合の案内所、また東浦森岡ぶどう狩り園は各ぶどう狩り園(別紙2 ぶどう狩り園施設)受付に必ず立ち寄り、必要事項を記入した「利用券」と該当する契約料金(利用者負担金)を添え提出し、係員の指示に従って指定されたぶどう園に入園してください。
- ④感染症予防並びに天候等により、利用期間・時間等の変更または利用が制限される場合があります。
- ⑤各施設の利用上の注意事項を守り安全にご利用ください。

以上

東浦森岡ぶどう組合 ぶどう狩り園施設

施設名	所在地	電話番号
マルサダぶどう園	知多郡東浦町大字森岡字池端2	0562-83-0624
浜島ぶどう園	知多郡東浦町大字森岡字南陽一区60-2	0562-83-1632
マルトミぶどう園	知多郡東浦町大字森岡字南陽一区73-1	0562-83-1701
林ぶどう園	知多郡東浦町大字緒川字引蛙7-48	0562-83-9447